

○副議長（曾根嘉明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けます。

小林博子さん。

[10番 小林博子さん発言席へ]

○10番（小林博子さん） おはようございます。それでは、私のテーマであります障害者総合支援法におけます重度訪問介護サービスについてお話しさせていただきます。

私は、7年前の交通事故で頸髄を損傷、手足に障害が残りました。体幹保持もできないので、地面に横たえられたら、数センチたりとも動くことはできません。夫、娘、息子と4人家族の妻であり母である私のできることは、実質的になくなりました。

公的福祉サービスを1日3回導入することが自然の成り行きでした。単純に私にとっても家族にとっても一番負担のない方法であり、唯一の選択肢だったからです。

手厚い公的福祉サービスにより心身ともに安定してきましたが、この先のことを考えたときに、今の福祉サービスのあり方に窮屈さを感じています。「福祉」という制度に必要な以上に守られ過ぎて、自分の能力を活用できないのではないのか。この思いが転じて、公費にも無駄が生じているのではないかと考えるようになりました。

つきましては、従来のスタイルに加え、札幌市が独自につくり上げたパーソナルアシスタンス制度に該当する新しい福祉サービスを導入して、当事者自身がヘルパーを選択し、自分のサービスをマネジメントできるというシステムを提案したいと考えております。

そこで、以下のことについて伺います。

1の(1) 島田市における現在の重度障害者、重度障害児の人数をお聞かせください。重度訪問介護サービスの利用者人数は何人でしょうか。

(2) 重度訪問介護サービスを1日に5時間利用

のモデルケースだと、1月の利用金総額は幾らになりますでしょうか。

(3) 新たな制度（パーソナルアシスタンス制度）を導入の可能性はありますか。

以上です。

○副議長（曾根嘉明議員） 染谷市長。

[市長 染谷絹代登壇]

○市長（染谷絹代） では、小林博子さんの1の(1)の御質問からお答えさせていただきます。

障害による生活のしづらさをカバーするために必要とされる支援の度合いを示すものを、障害支援区分と言います。この区分は6段階ありまして、ランク4以上の方で両手、両足、腰を含む体の中央部に障害が複数あって、歩行、移乗、排泄等にヘルパーの手伝いが必要であり、1日のうち連続して3時間以上のヘルパー支援の必要な方が重度訪問介護サービスの対象者となります。このサービスの島田市の対象者は1人ですが、現在のところ使用している方はいらっしゃいません。

次に、1の(2)の御質問についてお答えをいたします。

1日に5時間利用のモデルケースを換算しますと、月にして150時間の利用となりまして、月額42万円程度の費用がかかります。

次に、1の(3)の御質問についてお答えをいたします。

パーソナルアシスタンス制度とは、日本では札幌市が平成22年4月から取り組んでいる独自の制度で、重度訪問介護サービスの対象者に市が介護に要する費用を直接支給し、利用者がその費用の範囲内でライフスタイルにあわせて介助者と直接契約を結び、マネジメントしていく制度であります。さらに、利用者の配偶者や親族以外であれば、ヘルパー資格の有無にかかわらず介助者となることができることから、地域の方々の力を活用した共生型社会の実現を目指す制度だと認識をいたしております。

しかしながら、一方で利用者が自分で介護サービスをマネジメントするのは大変なことであるために、札幌市では利用者に介助者募集や契約、シフト作成等の介助コーディネートに関する支援を行うためのサポートセンターも立ち上げていることなどから、サービスの提供の環境整備については課題があると考えております。

さらに、費用面において障害者に対する支援は障害者総合支援法に基づき、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の費用分担により支給されておりますが、このパーソナルアシスタンス制度は、障害者総合支援法で規定されたサービス外となるために、全て島田市の費用負担となっております。

このようなことから、理念はよく理解できますが、環境整備に課題がありまして、国・県の費用負担もない制度を、今、島田市単独で導入していくことは難しい課題であると考えております。

以上、御答弁を申し上げます。

再質問につきましては担当部長から答弁させる場合がありますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（曾根嘉明議員） 小林さん。

○10番（小林博子さん） 御答弁をありがとうございました。それでは、ちょっともう少しだけ質問をさせていただきます。

冒頭でお話ししましたが、私はこう見えてもやはりばりの専業主婦です。自分では障害者としてはまだまだ甘ちゃん。でも、よく言えば健常者、障害者の両方の視点を持ち合わせていると自負しています。そんな私が日常生活で感じる疑問の一つの中に、こんなことがあります。

現在の制度ですと、当事者はサービス事業所からのみで、肝心の我が身を任せることをする介助者、ヘルパーを選ぶことはできません。これが一体どういうことであるか。どうぞ皆さん想像してみてください。多分、一人や二人、どうしても

気を許せない、気が合わない人はいると思うのですが、そのような人に我が身を預けるということです。また、極端な話になると、入浴介助に男性ヘルパーが入るとのことです。

障害を負って7年間、私は簡単には尊厳などという言葉は使いたくはないのですが、どうしても割り切れない混沌とした思いがそこにはあります。このあたりはどう思われるでしょうか。

以上です。

○副議長（曾根嘉明議員） 中村市民福祉部長。

○市民福祉部長兼支所長（中村盛高） 小林さんがおっしゃいましたように今の制度でございますと、サービスの提供事業者の選択ができません、ヘルパーさんの選択ができないという現状がございます。今、小林さんがおっしゃった入浴サービスに男性ヘルパーさんが派遣されたということは、随分お辛かっただろうと、私は男性ですけれども、お察しいたします。

いろいろな事業者がございますが、入浴サービスというのは、重い浴槽を持ったり、体を抱えたりという事情で、どうしても力の強い男性ヘルパーさんが派遣されるということがございます。今後は、そういった業者さんと行政とお話をさせていただいて、できるだけサービス提供事業者と障害の方とが意を疎通させていただいて、いろいろな場面にいろいろな工夫をし、思いやりを生かしていこうということをやっていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（曾根嘉明議員） 小林さん。

○10番（小林博子さん） ありがとうございました。次の質問、よろしいでしょうか。

くどいようですが、私はばりばりの現役主婦です。主婦といえば、無駄なく合理的にやりくりをして家庭を切り盛りしていくというのも腕前の見せどころの一つです。そんな私が力を発揮したくても踏み込めないもの、それが自分の基本

的生活のために動く公費、サービス利用料なのです。

パーソナルアシスタンス制度は、その部分を当事者に切り盛りさせるというものの特徴の一つです。そうです。どうして自分ができること、自分が一番関わりたいことに関われないのでしょうか。こんなところが公費を無駄にしているのではないか。また、制度に守られ過ぎて窮屈を感じると思うゆえんなのです。

障害者であっても、自己責任のもと、自分でやりたい人は、自分でできることをやるという精神的な自立を促す制度もあっていいと思うのです。障害者も確かに障害の種類や程度、そしてその人の人間観とさまざまです。利用する制度の選択度もたくさんあるべきだと思うのですが、このあたりについてはいかがでしょうか。

○副議長（曾根嘉明議員） 中村市民福祉部長。

○市民福祉部長兼支所長（中村盛高） サービスにはいろいろな種類がございますけれども、今、小林さんがおっしゃったように、障害の方が御自分のいろいろな介助をしていただくマネジメントをどんどん自分でやっていきたいというお考えは多くございます。それを制度として今、北海道の札幌市でやられているということがございますけれども、私のほうで調べた限りでは、まだまだ札幌市にもいろいろな問題、課題があると聞いております。どこまで障害の方が御自分のいろいろなマネジメントができるかという課題もございますし、どこまで行政がそうしたものを助けていくかということも問題でございますので、その辺を加味しながら、小林さんが提案される理想的なパーソナルアシスタンス制度に近い福祉制度というものを目指していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（曾根嘉明議員） 小林さん。

○10番（小林博子さん） 質問が続きますが、よろしいでしょうか。

私は常々、介助という仕事はいろいろな面で技量が必要な、とても重要な仕事だと痛感しております。このあたりについての、市としては福祉サービスのあり方や質の向上のための指導はどのようにされていますでしょうか。

以上です。

○副議長（曾根嘉明議員） 中村市民福祉部長。

○市民福祉部長兼支所長（中村盛高） 福祉サービスの質の向上は重要な課題だというふうに認識しております。これは技術もそうですけれども、質、介助される方のお気持ちをいかに汲み取って、その介護・介助につなげることができるかということでございます。

そのために、行政では、支援者であるとか、事業者であるとか、当事者で組織する島田市地域自立支援協議会というものを持っておりまして、その中の暮らし部会で行政と事業者が定期的に具体的な事例を検討しながら、サービスの向上を目指しているということでございます。

こういった部会を通しまして、現行のサービスの中でも障害をお持ちの皆さんの御希望、気持ちに近づけていけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（曾根嘉明議員） 染谷市長。

○市長（染谷絹代） 小林さんの御質問等を伺いながら、私は本当に当事者としての思いがひしひしと伝わってくる御質問の内容だと思っております。

常日ごろから現場にこそ、現場というのは当事者の、今回の場合で言えば当事者である小林さんの思いです。そこにこそ、これからの障害者支援、あるいはサービスの質的向上の課題があり、かつまた解決の糸口というかヒントがあるというふうに思っております。

現実には、県や国にこうした現場の声がどれだけ届いているのかということについては、私は甚だ疑問に思うところもございます。私自身が国や県にこの福祉の分野で何う際には、ぜひ小林さん

のこのお話を具体的にさせていただきながら、障害者といえども支援を一方的に受ける立場ではないのだと。逆に社会の健常者を支援していただく場面だってあるのです。そうした人としての尊厳を保ちながら、生まれ育った地域、慣れ親しんだ地域に家族とともに暮らせる、そうした社会になるような、その一助を努力していきたいと思いません。

ただ、本当に申し訳ないのですが、先ほどお話ししたように、財政的な問題等で総合サービス、先ほどお話をいたしました法に基づいたサービスの提供であれば市の負担は4分の1なのですが、これがパーソナルアシスタンス制度ということになると、全額市の負担となり、制度的にもなかなか難しい課題があって、今、札幌市以外になかなか広がっていかない現状があるということも、その一つだと思うのです。

ですから、なぜ広がっていかないのかということ、ここにも一つ大きな課題というか、それぞれの行政が検討はするものの、なかなか難しいと思うハードルがあるわけです。そのところも是非御理解をいただきながら、いかにすれば双方がより寄り添うといえますか、わかり合える、分かち合えるサービスができるのかということでございます。

ヘルパーを選ぶことはできないといいますが、そういったコーディネートをしてくださる方が、サービスのコーディネーターの方がいろいろな御相談やら御意見やらお聞きすると思うのです。是非そういう中でもお話をしてください。そしてまた、私自身も事業者等にお話しする機会に、こうした人としての尊厳と、見ず知らずの男性に入浴介助をされる、そういった思いというものに対して、やはり配慮が必要だというようなことも訴えてまいりたい、伝えていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（曾根嘉明議員） 小林さん。

○10番（小林博子さん） ありがとうございます。

PA制度導入がそうそう簡単なものではないということは重々承知です。それも踏まえて、最後にいま一度、私のこの制度に対する思いをお話しさせていただきます。

多分、私はこの先20年、30年、介助を受けて生きていきます。そんな自分の人生に真摯に向き合った時に、抱いた強い思いがあります。とてつもなく不自由なものではあるけれども、それを上手に乗り越えて、颯爽と生きていきたいという思いでした。そのために、まず私が向き合わなければいけないこと、それがこの介護制度であり、またヘルパーとの関係性でした。

私にとってのヘルパーとは手足です。まさしく分身、そしてよきパートナーでもあります。そんな大事な役割を担う人材を、自分で選び、自分で育て、そして自分の生活をマネジメントしていくということは、私が受ける権利でもあり、それと同じだけ義務でもあると感じています。また、このような重度障害者の私が一番身近に感じることでできる社会参加、そして社会貢献であるとも考えます。

こうして今、重度訪問介護制度に直接かかわる当事者となった私が抱いた疑問を解決していく方法をつくり上げていくこと、それが私の使命であるとも思っています。その一つとして、この8月2日土曜日に介助というサービスを改めて介助を受ける側、そして与える側、両方で考え直してみようというコミュニティを立ち上げます。私としては息の長いコミュニティにしていきたいと考えておりますので、いつの日か市長がそちらに参加されることを、そしてまた、やはりパーソナルアシスタンス制度の導入を心から願ってやみません。

思いがけないケガで私はたくさんの方の事を学びました。今日このように健常者の時よりもずっと島田市民であると深く感じています。よい機会を与えてくださりまして、ありがとうございます。

以上です。

○市長（染谷絹代） ありがとうございます。真摯にその思いは受けとめさせていただきます。